

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品監視指導対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111(内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 14,431 千円 (前年度予算額：15,128 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	15,128	0	0	15,128	0	0	0	0	0
要求額	14,431	0	0	14,431	0	0	0	0	0
決定額	14,431	0	0	14,431	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

食中毒等の食品事故(令和元年度食中毒：7件)が依然として発生しており、事故の未然防止のため食品関係営業施設に対して監視指導を継続的に実施するとともに、発生時の迅速対応及び被害拡大防止のための措置を的確に講ずる必要がある。

(2) 事業内容

食品衛生法及び岐阜県食品衛生条例に基づき、食品営業施設に対する監視指導を実施している。また、食中毒事案に対する対応及び検査技術の向上を図るため研修等を実施する。

ア 食品営業施設に対する監視指導

食品営業施設について、取扱う食品の種類や営業の特性、規模等により危害度分類を行い、特に高度な衛生管理が必要な施設における事故防止を中心として監視指導を実施する。

イ 保健所検査技術職員研修

検査技術の向上を図るため研修を実施する。

ウ 試験検査精度確保(GLP)対策

試験検査の精度確保のため標準作業手順の策定・改訂を行う。また、食品検査の信頼性確保のため内部検査を行うとともに外部機関の実施する精度管理（技能試験）に参加する。

エ 食中毒事故防止調査事業

県内を流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき食品等事業者に対する衛生対策に関する助言、指導及び一般消費者に対する啓発を行う。

オ 調査検査等経費

食中毒事案等に対する調査及び原因究明のための検査を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

食品衛生法及び岐阜県食品衛生条例に基づき県が実施すべき業務なので、県が全額負担する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	2,137	立入検査、会議参加、研修参加
需用費	9,790	検査消耗品、印刷製本費、光熱費、修繕料
役務費	1,548	郵送料（成績書、許可継続案内等）
委託料	485	業務委託料（外部精度管理実施費用等）
その他	471	報償費、研修負担金、使用料（高速道路料金）
合計	14,431	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）及び毎年度策定する食品衛生監視指導計画において食中毒の防止対策等の推進を位置づけ。

(2) 国・他県の状況

他県においても食品衛生法に基づき毎年度食品衛生監視指導計画を策定し計画的に監視指導を実施している。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 毎年度策定する「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係業者等に対する重点的かつ効果的な監視指導、正確な食品等の試験検査、関係職員の知識及び技術向上のための研修等を実施することにより、県民の健康並びに安全・安心な食生活の確保を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
		(H20)	(H25)	(前々年度末時点) (R1)		
営業許可施設監視指導目標達成率	-	116.6%	137.7%	214.8%	100%	214.8%
集団給食施設監視指導目標達成率	-	105.0%	116.1%	142.0%	100%	142.0%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- （1）食品営業許可施設の監視指導 22,480回
- （2）集団給食施設に対する監視指導 859回
- （3）集団給食施設の食品検査 90検体 延べ253項目
- （4）県内乳処理施設の食品検査 125検体 延べ740項目
- （5）職員の教育訓練等
 - 県主催食品衛生監視員研修会（R1：4回開催 139名参加）
 - 東海北陸ブロック食品衛生監視員研修会（R02 書面開催）
 - 全国食品衛生監視員研修会（R01：9名参加）
 - 保健所検査担当者研修会（R01：3回開催、52名参加）
- （6）食中毒及びその疑いのある事例検査
 1,028検体、延べ9,436項目（理化学検査、細菌検査、ウイルス検査）

(前年度の成果)

<ul style="list-style-type: none">・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 <p>(1) 食品営業施設に対する監視指導については、「食品営業施設の危害度分類」に基づき監視指導を行い食品営業施設の衛生確保を図った。</p> <p>(2) 集団給食施設に対する監視指導について、施設における調理取扱数量に応じて監視指導を実施し、集団給食施設の衛生確保を図った。</p> <p>(3) 各種研修を通じて習得した知識や技術を活用し、食品の安全性確保に関する指導等を専門的な立場から適切に実施するよう努めた。</p> <p>(4) 食中毒の原因施設に対し被害拡大防止の観点から行政処分(営業禁止6件)を行うとともに、再発防止指導を行った。</p>
--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

	<ul style="list-style-type: none">・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い
(評価)	食の安全性の確保に対する県民の関心は高く、県が主体的に安全性の確保に向けた取り組みを積極的に行う必要がある。また、食品衛生法の規定に基づき、県が実施すべき事業である。
	<ul style="list-style-type: none">・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない
(評価)	事業者が法令で定められた基準を遵守しているか監視するとともに、必要に応じて収去検査を実施し科学的根拠に基づいた指導を実施することにより、安全な食品の製造及び流通に必要な衛生レベルの維持向上を図っている。
	<ul style="list-style-type: none">・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある
(評価)	岐阜県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、重点監視施設、重点監視事項を定め、効率的かつ効果的な監視指導を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none">・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>食の安全性の確保するため、各種事業を継続的に実施するとともに、腸管出血性大腸菌食中毒や自然毒による食中毒等、患者が重症例となる食中毒の調査対応には、一層迅速かつ適正に対応する必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

新たな食品衛生上の課題に対応するため、県民の意見を踏まえた岐阜県食品衛生監視指導計画を策定するとともに、本計画に基づいて監視指導を実施し、引き続き、県民の健康及び安全・安心な食生活の確保を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品製造・流通安全確保対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111(内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 32,074 千円(前年度予算額：30,905 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	30,905	0	0	26,401	0	0	0	0	4,504
要求額	32,074	0	0	30,754	0	0	0	0	1,320
決定額	32,074	0	0	30,754	0	0	0	0	1,320

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

食の安全性等に関するアンケート調査によると、食品添加物等に対する県民の不安が高い状況にある。(令和元年度の結果、食品添加物は7割6分、遺伝子組換え食品は5割7分が不安と回答)

また、輸入食品に対する安全性についても約7割3分が不安と感じている。

このため、県内に流通する食品を対象として、食品添加物等が適正に使用されているかどうか、輸入食品を含め検査を実施し、安全性を確認する必要がある。

(2) 事業内容

ア 残留農薬等体制強化事業

残留農薬等による県民の健康上の危害を未然防止し、県民の食に対する安心感の向上を図るため、農産物の残留農薬等の検査を行う。

イ 食品表示適正化事業

食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質の検査を実施し、科学的な根拠に基づいた食品関係業者への監視指導を行うことで、食品表示の適正化及び原材料等の安全使用の推進を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県が計画的に実施する検査事業であるため全額県で負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	649	検体採取、研修、会議に係る旅費
需用費	15,676	検査に係る消耗品費、検査機器修繕費
役務費	605	計量器の校正費、検体送付料、成績書送付料
委託料	14,990	検査機器の保守委託
その他	154	負担金、備品購入費
合計	32,074	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画(第4期)及び毎年度策定する食品衛生監視指導計画において食中毒の防止対策等の推進を位置づけ。

(2) 国・他県の状況

他県においても食品衛生法に基づき毎年度食品衛生監視指導計画を策定し計画的に監視指導を実施している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質、食肉中残留モニタリング検査等目標の検体数を検査することで、継続的に県民の健康上の危害の未然防止、県民の食に対する安心感の向上を図るとともに 科学的な根拠に基づいた食品関係業者への監視指導を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
残留農薬等体制強化事業 （農産物等の残留農薬）	0 検体	160 検体 （H29）	159 検体 （H30）	160 検体 （R01）	160 検体 （R03）	100%
放射性物質検査事業 （東日本産県内流通食品）	0 検体	80 検体 （H29）	80 検体 （H30）	25 検体 （R01）	25 検体 （R03）	100%
食品表示適正化事業 （遺伝子組換え食品）	0 検体	32 検体 （H29）	32 検体 （H30）	32 検体 （R01）	30 検体 （R03）	106.7%
食品表示適正化事業 （食品添加物）	0 検体	447 検体 （H29）	443 検体 （H30）	443 検体 （R01）	430 検体 （R03）	103.0%
食品表示適正化事業 （アレルギー物質）	0 検体	32 検体 （H29）	32 検体 （H30）	32 検体 （R01）	30 検体 （R03）	106.7%
食肉中残留モニタリング 検査	0 検体	300 個体 （H29）	300 個体 （H30）	244 個体 （R01）	219 個体 （R03）	111.4%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 残留農薬等による県民の健康上の危害発生を未然に防止するとともに、県民の食に対する安心感の向上を図った。
 また、県内に流通する農産物について、放射性物質の検査を行った。
 食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質の検査を実施し、科学的な根拠に基づいた食品関係業者への監視指導を行い、食品表示の適正化及び原材料等の安全使用の推進を図った。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
科学的な根拠に基づいた食品関係業者への監視指導により食品製造業者への指導強化や県内に流通する食品の表示適正化に寄与している。
また、検査結果を公表することで県民の健康上の危害の未然防止や県民の食に対する安心感の向上などの成果が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い	
(評価)	県民モニターを対象にした「食の安全性等に関するアンケート調査(生活衛生課:令和元年10月~令和2年2月実施)」の結果、食品添加物は約7割6分、遺伝子組換え食品は5割7分、表示について約6割が不安と回答しており、本事業の必要性は高いと考えられる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	令和元年度の検査の結果、1,477検体の検査を行い、食品添加物使用基準違反が1件あり、結果に基づき事業者に指導を行う等の措置を講じた。流通食品の安全性を確認するとともに違反食品の流通防止を図り、県民の食に対する安心感の向上に寄与していると考えられる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある	
(評価)	効率化を図るため、本事業による検査結果の実績、検疫所や他の自治体における違反事例などを考慮し、検査検体数、検査項目などを検討したうえで、立入検査と併せて効果的な検査を行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
検査できる検体数等には限りがあることから、検査検体数、検査項目を常に検討しながら、効果的な検査を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

前述の「食の安全性等に関するアンケート調査」から、食品の検査に関するニーズは高く、本事業の必要性は高いと考えられ、検疫所や他の自治体における違反事例などを考慮し、継続して実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 検査備品等整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111(内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 10,290千円 (前年度予算額：11,900千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,900	0	0	0	0	0	0	0	11,900
要求額	10,290	0	0	0	0	0	0	0	10,290
決定額	9,700	0	0	0	0	0	0	0	9,700

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

ア 県内を流通する食品の安全性確保のため、事業計画に沿って、保健所又は保健環境研究所において、残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の理化学検査や、大腸菌等の微生物検査を実施し、食品衛生法に定められた規格基準の遵守や適正表示を指導する必要がある。

イ 食中毒等の緊急事案発生時には、保健所や保健環境研究所において実施した検査結果を科学的根拠として、病因物質等を特定し、事業者等に対し再発防止策を指導する必要がある。

(2) 事業内容

ア 検査備品の更新

各検査機関における検査機器の不具合は、業者によるメンテナンスや修理によって対応しているが、購入後10年以上経過するなど老朽化が著しく、修理不能や交換部品の確保が困難な状況である。今後も県内に流通する食品などの安全性確保及び県民の食品に対する安心感の向上に資するため、検査の継続が必要であり、老朽検査機器の更新を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
備品購入費	10,148	検査備品の更新（超純水製造装置 他）
役務費	22	家電リサイクル料
委託料	120	廃棄料
合計	10,290	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県内を流通する食品の安全性確保のための食品検査や食中毒等の緊急事案発生時の病因物質等の特定のための検査を保健所、保健環境研究所で実施するため、修理不能や交換部品の確保が困難な状況にある老朽検査機器の更新を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
残留農薬等体制強化事業 （農産物の残留農薬の検査検体数）	0 検体	160 検体 （ H29 ）	159 検体 （ H30 ）	160 検体 （ R01 ）	160 検体 （ R03 ）	100%
放射性物質検査事業 （東日本産県内流通食品）	0 検体	80 検体 （ H29 ）	80 検体 （ H30 ）	25 検体 （ R01 ）	25 検体 （ R03 ）	100%
食品表示適正化事業 （遺伝子組換え食品）	0 検体	32 検体 （ H29 ）	32 検体 （ H30 ）	32 検体 （ R01 ）	30 検体 （ R03 ）	106.7%
食品表示適正化事業 （食品添加物）	0 検体	447 検体 （ H29 ）	443 検体 （ H30 ）	443 検体 （ R01 ）	430 検体 （ R03 ）	103.0%
食品表示適正化事業 （アレルギー物質）	0 検体	32 検体 （ H29 ）	32 検体 （ H30 ）	32 検体 （ R01 ）	30 検体 （ R03 ）	106.7%
学校給食施設等に対する衛生強化事業 （給食の細菌検査）	0 検体	91 検体 （ H29 ）	91 検体 （ H30 ）	90 検体 （ R01 ）	90 検体 （ R03 ）	100%
牛乳及び加工乳の成分規格検査	0 検体	115 検体 （ H29 ）	122 検体 （ H30 ）	125 検体 （ R01 ）	100 検体 （ R03 ）	122%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 違反食品による県民の健康上の危害発生を未然に防止するとともに、県民の食に対する安心感の向上を図った。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
科学的な根拠に基づいた食品関係業者への監視指導により食品製造業者への指導強化や県内に流通する食品の表示適正化に寄与している。
また、検査結果を公表することで県民の健康上の危害の未然防止や県民の食に対する安心感の向上などの成果が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い : 必要性が低い	
(評価)	県民モニターを対象にした「食の安全性等に関するアンケート調査(生活衛生課:令和元年10月~令和2年2月実施)」の結果、食品添加物は約7割6分、遺伝子組換え食品は5割7分、表示について約6割が不安と回答しており、本事業の必要性は高いと考えられる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	令和元年度の検査の結果、1,477検体の検査を行い、食品添加物使用基準違反が1件あり、結果に基づき事業者へ指導を行う等の措置を講じた。流通食品の安全性を確認するとともに違反食品の流通防止を図り、県民の食に対する安心感の向上に寄与していると考えられる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている : 向上の余地がある	
(評価)	検査項目や検体数を監視指導計画に定めてパブリックコメントを実施し、食品の安全性や県民の安心のため必要とされる検査内容、事業規模で計画しており、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
検査できる検体数等には限りがあることから、検査検体数、検査項目を常に検討しながら、効果的な検査を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

前述の「食の安全性等に関するアンケート調査」から、食品の検査に関するニーズは高く、本事業の必要性は高いと考えられ、検疫所や他の自治体における違反事例などを考慮し、継続して実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品リスク管理向上対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課 食品安全対策係 / 食品指導係 / 乳肉衛生係

電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,870 千円 (前年度予算額：3,927 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,927	0	0	0	0	0	0	0	3,927
要求額	2,870	0	0	0	0	0	0	0	2,870
決定額	2,870	0	0	0	0	0	0	0	2,870

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成 27 年 4 月、J A S 法、食品衛生法、健康増進法 (栄養成分表示) の表示の部分が一元化され、食品表示法が施行された。そのため、事業者に食品表示法について周知し、消費者が食品を購入する際の重要な情報源である食品表示の適正化を強力に推進していく必要がある。
- 改正食品衛生法が令和 2 年 6 月に施行され、非許可業種を含めすべての食品等事業者を対象に HACCP に沿った衛生管理が制度化された。(令和 3 年 6 月完全施行)

県では制度化に先駆け、HACCP 導入促進を目的に平成 27 年 7 月、岐阜県版 HACCP 認定制度を創設し、これまでに 103 施設を認定した。

改正法が完全施行される令和 3 年 6 月までに事業者が HACCP の導入に円滑に取り組むことができるよう支援が必要である。

(2) 事業内容

食品表示適正化対策推進事業 1,972 千円

食品表示の適正化を図るために、関係法令に基づく食品表示の監視指導

を実施するとともに事業者向け講習会を開催する。令和3年度は、食品表示法施行に伴う、表示の変更について適正化を図ります。

ア 食品表示の監視指導（食品表示法、米トレーサビリティ法）

イ 食品表示総合講習会の開催

ウ リーフレット等の作成

自主衛生管理支援事業 898千円

高度な衛生管理手法である HACCP システムの普及推進により、食品の安全性を確保します。

ア 事業者向け HACCP 研修会の実施

イ 岐阜県版 HACCP 認定制度に関する現地調査の実施

ウ HACCP システムに基づいた専門的な助言指導、ATP 測定データを活用した監視指導の実施

(3) 県負担・補助率の考え方

食品表示に関する調査指導及び食品営業施設における衛生管理はいずれも県が所掌する事務であるため、県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	100	研修会講師謝礼
旅費	405	食品指導監視旅費、会費旅費等
需用費	1,429	検査試薬購入費、事務用品購入費等
役務費	580	食品表示マニュアル年間契約料、郵送料等
委託料	280	食品表示真正性検査委託料
使用料	76	食品表示総合講習会会場借上費
合計	2,870	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画及び岐阜県食品衛生監視指導計画に基づいて実施する事業

(2) 国・他県の状況

食品表示法、米トレーサビリティ法に基づき、他県でも同様の取り組みが行われている。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
食品関係事業者がコンプライアンス意識を持って、自主的な衛生管理に取り組むとともに、食品の適正表示を行うことによって、食品の安全性を確保します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
食品表示等総合講習会の受講者数	-	215人 (H24)	420人 (H30)	451人 (R1)	500人 (R3)	90%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - (1) 食品表示の適正化
 - ア 食品表示の監視指導
 - イ 食品表示総合講習会の開催（3回 451人参加）
 - ウ 食品安全対策モニター（386人）の配置と研修
 - (2) 自主管理体制の充実
 - ATP測定データを活用した監視指導の実施

(前年度の成果)

- ・平成30年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
各種の事業施策により、事業者に対する表示制度の周知、コンプライアンス意識の向上を図り、適正表示を推進しました。また、高度な管理手法を取り入れた自主衛生管理を推進し、食品の安全確保に寄与しました。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い	
(評価)	全国的に偽装表示事件が後を絶たない中、県民が安心して食品を選択するためには、食品表示の適正化が不可欠です。また、事業者自身のコンプライアンス意識の向上、自主衛生管理の推進は、食品の安全性確保の面で最も重要な要素です。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	食品取扱施設に対する関係機関の合同監視において、30年度は食品表示法では24,512品目の食品表示を調査したところ、309品目の不適正表示を発見し、改善指導を行うことにより表示の適正化を図ることができました。また、事業者の食品表示や衛生管理に対する理解促進、コンプライアンス意識の向上を図る上で、食品表示総合講習会は重要な役割を果たしています。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある	
(評価)	食品表示は関連法令が多岐にわたり内容も複雑であるため、食品表示を所管する各関係機関による合同監視の実施、食品表示適正化強化月間の設定など効率的な監視指導を実施しています。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 新しい表示制度が令和2年4月1日から義務化され、また全ての加工食品の原料原産地を令和4年3月末までに表示する必要があることから円滑な移行の推進と指導の強化を行っていく必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き制度周知、コンプライアンス意識の向上を図り適正表示を徹底する必要がある。 自主的な衛生管理推進については、HACCP導入を積極的に評価する岐阜県版HACCP認定制度を活用し、事業者に対してHACCP導入に向けた支援を実施する必要がある。
--

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 栄養成分表示対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品安全対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail： c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,030 千円 (前年度予算額：1,893 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,893	0	0	0	0	0	0	0	1,893
要求額	2,030	0	0	0	0	0	0	0	2,030
決定額	2,030	0	0	0	0	0	0	0	2,030

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

食品表示法の施行(H27.4.1)により、消費者向けの加工食品等への栄養表示が義務化され、併せて事業者に対する行政処分や立入検査等権限が知事へ委任された。

経過措置期間(H31.3.31)は終了しているが、食品表示監視や栄養成分分析等の検査(抽出)の実施結果から、県内に流通する食品の表示が適正になされていないことが散見され、更なる食品表示法の適正化を図ることが必要である。

また、消費者が栄養成分を活用し自身の健康管理に役立てることができるよう支援する必要がある。

(2) 事業内容

ア 栄養成分表示の普及、広報

- ・栄養成分表示の啓発用チラシの作成、配布

イ 栄養表示の監視・立入検査等の実施

- ・栄養成分の分析による表示内容の監視
- ・栄養表示等表示状況の確認(栄養成分の分析、適正化等指導)

(3) 県負担・補助率の考え方

食品表示法に基づき県へ委任を受けた新たな事務事業に要する費用であり、その事務費は県が負担することとなる。

(4) 類似事業の有無

有（健康増進法に基づく指導、相談対応については、健康と食の情報発信推進事業において実施する。本予算では、消費者庁長官より新たに委任を受けた食品表示法の施行に関する事務を行う。）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	408	栄養成分表示方法研修会報償費
旅費	311	業務旅費、費用弁償
消耗品費	238	事務消耗品
印刷製本費	276	食品表示啓発チラシ、栄養成分表示啓発資料等
燃料費	73	監視指導公用車燃料費
役務費	201	郵送料、電話代
委託料	523	栄養成分試買調査分析費、食品表示市場調査
合計	2,030	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次ヘルスプランぎふ21（食生活・栄養）
第3次岐阜県食育推進基本計画
岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）

(2) 国・他県の状況

消費者基本計画（表示の充実と信頼の確保）
健康日本21（栄養・食生活等に関する生活習慣及び社会環境の改善）

(3) 後年度の財政負担

食品表示法に基づき継続実施が必要である。

(4) 事業主体及びその妥当性

食品表示法の施行に伴い、行政処分の権限は県知事に委任されたため、県が行うべき事業である。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 食品表示法に基づき、栄養成分が正しく表示され、かつ、それにより消費者が適切に食品を選択することができるよう、栄養・食生活の管理に活用し得る環境を整えます。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
食品表示合同監視立ち入り店舗数	(H)	392 (H29)	371 (H30)	546 (R1)	300 (R3)	182%
栄養成分表示講習会 <small>（消費者対象）の実施回数</small>	(H)	51回 (H29)	36回 (H30)	32回 (R1)	40回 (R3)	80%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 普及啓発

食品関連事業者への新表示移行調査	198 社
消費者への表示活用状況調査	1,207 人
食品関連事業者への周知（講習会）	122 回 14,177 人
消費者への周知（講習会）	32 回 1,275 人

(2) 食品関連事業者等に対する検査

栄養成分分析調査	21 検体
----------	-------

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

表示が義務化された栄養5成分のほか、表示が推奨される2成分、その他30成分が法に基づき適正に表示され、また、消費者が栄養に関する正しい知識を持ってこの表示をもとに食品を選択することができる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	食品表示法の適正な施行のため、食品関連事業者指導等の措置等権限は知事へ委任された自治事務ないし法定受託事務及びそれらの円滑な施行のため必要な事務事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	食品関連事業者において、栄養成分表示が適正に表示される。また、消費者において、栄養成分表示を参考にする人が増加する。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	食品表示の関係法令担当課と連携を図り、食品関連事業者に対して、栄養成分表示のみならず食品表示の関係法令遵守の啓発を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 すべての対象食品関連事業者が、食品表示基準に則った正しい食品表示を行う必要がある。併せて、推奨表示や任意表示項目についても積極的に広報を行い、法の趣旨を踏まえて表示を推進することが有効である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 食品表示の適正を確保するため、既存の会議や説明会を含め機会をとらえ引き続き義務化表示等を周知、広報する必要がある。 日々の栄養・食生活の管理を行うために、県民に対し栄養成分表示の活用の仕方を積極的に発信していく必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や	

期待する効果 など	
-----------	--

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 食肉輸出認定施設サポート事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111(内 2584)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,256 千円 (前年度予算額：3,383 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,383	0	0	135	0	0	0	0	3,248
要求額	1,256	0	0	0	0	0	0	0	1,256
決定額	1,256	0	0	0	0	0	0	0	1,256

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・飛騨食肉センターは、14か国(米国、カナダ、EU、香港等)への牛肉輸出の認定を取得しており、飛騨牛を輸出している。
- ・対米国輸出牛肉取扱認定施設は、FSIS(米国農務省食品安全検査局)担当官の査察を年1回程度受けることとなる。FSIS査察に対応するためには、施設側はもちろんのこと施設を指導する職員(指名検査員)の日頃からの研鑽が不可欠である。
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)が令和2年4月1日に施行し、これまで国の通知に基づき行ってきた輸出に関する事務が法律に位置付けられた。

(2) 事業内容

- ・FSISによる食肉検査等に関する研修への参加
- ・対米等輸出関係県会議への参加
- ・外部講師等による職員研修
- ・他県認定施設の視察
- ・査察対応

(3) 県負担・補助率の考え方

関係法令に基づいて、施設指導を行うのは自治事務のため
県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金（農政部）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	20	外部講師
旅費	1,163	業務旅費、研修旅費
需用費	30	事業実施に伴う消耗品費
役務費	3	郵送料等
委託費	40	外部精度管理委託費
合計	1,256	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 他県の状況

対アメリカ牛肉輸出認定施設を所管する県（北海道、岩手、群馬、大分、熊本、宮崎、鹿児島）は、ほぼ毎年研修に参加している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 飛騨牛輸出認定施設における衛生レベルの維持向上を指導する職員の知識及び技術の向上を目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
輸出停止指示がないこと	-	-	停止指示なし	100	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 令和元年度については、F S I Sによる食肉検査に関する研修（アメリカジョージア州アセズ）へ飛騨食肉衛生検査所から参加希望を出したが、希望者多数により見送りとなった。
 対米等輸出関係県会議については中止し、自治体及び厚生労働省と照会回答を共有する。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 飛騨食肉衛生検査所に対する米国農務省食品安全検査局（F S I S）や国の査察に適切に対応し、重大な指摘事項を受けることはありませんでした。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	飛騨牛を含む農畜産物の輸出促進は、ぎふ農業・農村基本計画でも位置づけられており、輸出認定施設の衛生レベルの維持・向上の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	先進国の取り組み、国内の他の認定施設の取り組みを学ぶことにより、県内輸出認定施設の衛生指導に役立てることができ、衛生レベルの向上につながった。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	伝達講習及び職員研修により、職員全体の知識及び技術の向上を図った。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 輸出認定施設では、輸出相手国の基準等の改正に素早く対応することが必要であるため、指導する職員も国内外の動向を常に把握する必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 飛騨牛輸出促進への取組みが継続されているので、施設を指導する職員のスキルアップの継続も必要である。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 HACCPシステム妥当性検証事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111(内 2566)

E-mail：

1 事業費 2,642 千円 (前年度予算額：4,575 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,575	0	0	0	0	0	0	0	4,575
要求額	2,642	0	0	0	0	0	0	0	2,642
決定額	2,642	0	0	0	0	0	0	0	2,642

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・平成30年6月13日に公布された食品衛生法等を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という)において、すべてのと畜場及び大規模食鳥処理場においてHACCPに基づく衛生管理が求められることになった。
- ・改正法の施行(令和2年6月1日)に伴い、と畜場法施行規則及び食鳥処理法施行規則において、県はと畜事業者等のHACCPに基づく衛生管理の実施状況等について検証を行うことが必要になった。

(2) 事業内容

- ・と畜場(牛・豚)及び大規模食鳥処理場におけるHACCPによる管理状況の検証を目的として、現場検査(毎日)、記録検査(月1回以上)、微生物検査(月1回以上)実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・と畜検査及び食鳥検査並びに施設の監視指導は、と畜場法及び食鳥処理法に基づき、県が実施する業務であり、県負担が妥当。

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳 (千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	1,066	業務旅費
消耗品費	1,559	検査用消耗品
役務費	17	検体輸送費
合計	2,642	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品衛生監視指導計画において適正なと畜検査、食鳥検査の実施やと畜場及び食鳥処理場の監視指導を行うこととしている。

- (2) 国・他県の状況

法令で義務付けられた検査であり、全国のと畜場及び食鳥処理場を所管する自治体で実施予定。

- (3) 後年度の財政負担
有

- (4) 事業主体及びその妥当性

と畜場法及び食鳥処理法に基づく許認可は知事に権限があり、岐阜県は事業主体として妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
と畜場（牛・豚）及び大規模食鳥処理場における HACCP による管理状況の検証を目的とした HACCP の妥当性を検証するための枝肉、食鳥肉を対象とした微生物検査を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目 標	達成率
		(R2)	(R3)	(R1)		
検査実施数	0 件 (R1)	(R2)	(R3)	0 件 (R1)	210 件 (R3)	%
	()	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い : 必要性が低い 	
(評価)	法令に基づく検査であり、必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	-
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている : 向上の余地がある 	
(評価)	-

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】
--	-------

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

事業名 食肉衛生検査機器（LC-MSMS）リース経費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部生活衛生課乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2584)

E-mail: c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,003 千円 (前年度予算額：8,003 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,003	0	0	0	0	0	0	0	8,003
要求額	8,003	0	0	0	0	0	0	0	8,003
決定額	8,003	0	0	0	0	0	0	0	8,003

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成29年度に導入した高速液体クロマトグラフ質量分析装置(以下、LC/MS/MSという)を使用し、食肉の動物用医薬品の検査項目数及び検体数の拡充等を図る。

(2) 事業内容

LS-MSMS リース代(7年リース) 8,003 千円/年
総事業費 8,003 千円×7年 = 56,021 千円

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10 (検査機器のリース経費であるため)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
賃借料	8,003	食肉衛生検査機器（LC-MSMS）リース経費
合計	8,003	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 他県の状況

全国 107 検査機関のうち、13 機関が LC-MSMS を導入しています。

(2) 食肉中のモニタリング検査の状況

県内と畜場又は食肉処理場で処理された食肉及び県内を流通する輸入食肉中の抗生物質、合成抗菌剤等の残留についてモニタリング検査を実施しています。

令和元年度実績	検体数	延べ検体数	延べ検査項目数
牛肉	75	135	2,065
豚肉	49	93	1,511
鶏肉	75	140	2,230
輸入牛肉	20	20	280
輸入豚肉	15	15	210
輸入鶏肉	10	10	140
合計	244	413	6,436

(3) LC-MSMS の特徴

残留物質、残留量の確定が正確に出来ることから、判定時間の短縮、再検査の防止、検査結果の信頼性の向上を図ることができます。

1 検体当りの検査時間が短縮されることや妨害物質が多い食肉から標的とする物資を検出する能力が高いこと、1 度に多項目の検査が可能になることから、検査数の拡充が図られます。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県民の食に対する安心感の向上を図るとともに科学的な根拠に基づいた食品関係業者への監視指導を行うため、高速液体クロマトグラフ質量分析装置（以下、LC/MS/MS という）を使用し、食肉の動物用医薬品の検査項目数及び検体数の拡充等を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
食肉中の残留モニタリング検査	-	-	6,436 項目 (R1)	6,500 項目 (R3)	99.0%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

令和元年度実績	検体数	延べ検体数	延べ検査項目数
牛肉	75	135	2,065
豚肉	49	93	1,511
鶏肉	75	140	2,230
輸入牛肉	20	20	280
輸入豚肉	15	15	210
輸入鶏肉	10	10	140
合計	244	413	6,436

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 県内産及び輸入の牛肉等 244 検体について、残留動物用医薬品検査を実施しましたが、基準を超過する検体はありませんでした。
 今後も安全な食肉の流通の確保のため、引き続き検査を実施してまいります

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	岐阜県食品安全行動基本計画（令和元年～令和5年）において、動物用医薬品対策として県内のと畜場や食鳥処理場で処理された食肉や、県内に流通する畜産物（輸入品を含む）について、残留動物用医薬品の検査を行い、基準に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして検査結果を公表することとしており、食肉衛生検査所での継続したモニタリング検査が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	LC-MSMSの導入により一度に検査する項目数が増加し、より効果的に基準に違反する食品の排除が可能となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	LC-MSMSの導入により一度に検査する項目数が増加し、より効率的な検査が可能となっている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 動物用医薬品等の種類は非常に多いため、使用実態に沿った検査項目で検査を行う必要があります。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 厚生労働省の通知に基づいて食肉中の残留モニタリング検査を実施しており、今後も継続して実施する必要がある。検査項目を精査し、更なる食肉の安全性の確保と、飛騨牛などの岐阜県ブランドの推進に寄与していきます。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

